

第2回 橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会 議事要旨

1. 日時 平成30年6月5日(火) 13:20～15:35
2. 場所 橿原市役所分庁舎(ミグランス) 2F 会議室A
3. 出席委員

荒井 喜久雄(会長)	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
轟巻 峰夫(副会長)	独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
樋口 能士(職務代理)	立命館大学 環境都市工学科 教授
岡崎 益光	橿原市 副市長
豊芦 弘	橿原市 法務専門官
森寫 勇人	橿原市 環境づくり部長
4. 次第
 - 1) 開会
 - 2) 報告
 - (1) 第1回事業者選定委員会議事要旨について
 - (2) 実施方針の公表及び質疑回答について
 - 3) 議題
 - (1) 入札説明書(案)について
 - (2) 要求水準書(案)について
 - (3) 落札者決定基準(案)について
 - (4) 様式集(案)について
 - (5) 基本協定書(案)について
 - (6) 事業契約書(案)について
 - 4) 確認事項
今後の予定について
 - 5) 閉会

配布資料

- 【資料1】 第1回事業者選定委員会議事要旨
- 【資料2】 実施方針の公表及び質疑回答
- 【資料3】 入札説明書(案)
- 【資料4】 要求水準書(案)
- 【資料5】 落札者決定基準(案)
- 【資料6】 様式集(案)

【資料7】基本協定書（案）

【資料8】事業契約書（案）

5. 議事

1) 開会

2) 報告

(1) 第1回事業者選定委員会議事要旨について

事務局から、資料1により、第1回事業者選定委員会議事要旨について報告を行った。

(2) 実施方針の公表及び質疑回答について

事務局から、資料2により、実施方針の公表及び質疑回答について報告を行った。

3) 議題

(1) 入札説明書（案）について

事務局から、資料3により、入札説明書（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：9ページの業務実績に関する要件において、し尿処理施設と下水道終末処理施設が表中に記載されているが、どちらかの施設で各項目の業務実績を満たせば参加資格を有するという理解でよいのか。

事務局：そのとおりである。

委員：2つ目の項目の「…下水道終末処理施設で汚泥処理設備（焼却炉）の…」は、文章の明確化を図るために「…下水道終末処理施設で焼却を含む汚泥処理設備の…」とした方がよい。

事務局：修正を行う。

(2) 要求水準書（案）について

事務局から、資料4により、要求水準書（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：P8に計画処理量が記載されているが、信頼度の高いものなのか。もし、実際の処理量と計画処理量に大きな差異があった場合はどうするのか。

委員：計画処理量は予測であり、委託費等を決定する際に必要となる。また、支払いについては、処理量に応じた変動費で対応可能である。万が一、大きな差異が生じた場合は協議等を実施している自治体が多い。

事務局：募集要項と大きな乖離が生じた場合は、速やかに協議を行い対応する。これに関しては、後ほど説明する事業契約書に記載している。

委員：P13に記載されている「※2 積極的に支援を行う」の表現は、曖昧であり任意的な表現に見えるので変更した方がよい。

事務局：表現内容を検討し、修正を行う。

委員：同ページに記載されている住民等対応の苦情について、P12 からの「受注者が実施する業務内容」と P22 からの「市が実施する業務の範囲」内に記載がないため記載する必要がある。

事務局：苦情対応について、追記する。また、3.1.2 本件施設の運営維持管理業務（7）その他業務に関し、性能保障の観点から、P20 の最終行に「ツ. その他」の項目として“受注者は、本件施設の性能・機能を満足させるため、本要求水準書に記載のない事項であっても、必要な業務は実施すること。”を追記する。これに伴い、「チ. その他」を「チ. 予備品等」に修正する。

委員：これにより、要求水準書に記載されていない事項があった場合でも対応可能となる。

委員：P28 の排水の管理基準値は、何を基準に定めているのか。また、法規制値よりも小さい値となっているのか。

事務局：施設基準値は現在の放流先である奈良県流域下水道の受入基準に基づき設定しているため、法規制値である下水道法よりも厳しい値となっている。

委員：法律等が改正された場合はどうするのか。

事務局：その都度で対応する。

委員：悪臭の管理基準値について、臭気濃度が 10 以下というのはかなり厳しい数値であるが、今まで超過したことはないのか。

事務局：現在のところ、超過したことはない。

委員：P12 の環境測定項目について、「排ガス・焼却灰・臭気・放流水等に測定分析を行う。」は市のみの業務となっているが、事業者もセルフモニタリングを実施することから、表中に△印が必要と思われる。

事務局：修正を行う。

委員：もし、要求水準書に記載されている管理基準値を超過した場合の対応及び支払いはどうなるのか。

事務局：超過した場合の対応は、資料 8 事業契約書において説明する。なお、事業契約書では、固定費の減額についての記載があるが、施設基準値を超過した場合の減額について記載がないため、条項に盛り込みたいと考えている。もう少し時間をいただきたい。

委員：施設外測定時に外部環境の影響で基準値を超過する場合はあるのでは。

事務局：過去の測定において超過したことはない。また、超過した場合については、その外部要因や状況等を勘案し、対応することとなる。

(3) 落札者決定基準（案）について

事務局から、資料5により、落札者決定基準（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：非価格要素点の評価項目「その他」について、具体的にどのような提案が考えられるのか。また、配点の5点は多いように思う。もう少し下げて他の項目に配点すべきでは。

事務局：例として、処理量が減少した際に24時間運転としているのを間欠運転に変更するという提案等が考えられる。

委員：5点という配点は、本事業へのインセンティブと考えればよいのではないか。

委員：インセンティブという考えであれば理解ができる。5点のままで良い。

委員：非価格要素点の評価項目「維持管理業務にかかる計画」について、1つの項目で17点の配点は大きすぎる。この17点の評価だけで落札者が決定してしまう恐れがあるため、細分化が必要である。

事務局：細分化を行う。

委員：評価の視点を3つ程度に細分化すればよいのでは。

事務局：内容を検討する。

委員：一つの評価がEであった場合、失格扱いなのか。

事務局：失格ではない。

委員：採点した数値の小数点の取扱いはどうするのか。

事務局：非価格要素点は小数第2位まで算出する。価格点における小数点については、どの位で四捨五入するのか点数と入札金額の差額等を踏まえ、再度検討する。

また、追加資料のとおり、非価格要素点に最低基準点（42点）を設けたいと考えている。委員会としてご意見を伺いたい。

委員：こういう事例は他都市等でもあるので、問題ない。

事務局：了解。事務局案を入札説明書に反映する。

(4) 様式集（案）について

事務局から、資料6により、様式集（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：事業者が公害防止基準における保証値を決める際、過去の環境計測データが必要になると思うが、開示はしないのか。

事務局：それらのデータについては、参考資料として閲覧を予定している。

委員：入札説明書に記載されている閲覧可能資料にそのような資料が見当た

らないので、追記するべきである。

事務局：追記を行う。

(5) 基本協定書（案）について

(6) 事業契約書（案）について

事務局から、資料 7 及び資料 8 により、基本協定書（案）及び事業契約書（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：要求水準書の別紙 6 リスク分担のそれぞれの項目は、それぞれ事業契約書の第何条に記載しているのか。

事務局：リスク分担と事業契約書との整合表を作成する。

会長：基本協定書及び事業契約書は、法律に係る図書になることから、弁護士である豊芦委員に一任するというところでどうか。

各委員：了承。

委員：再度、基本協定書及び事業契約書の内容について、リーガルチェックを行う。整合表は後日送付のこと。

事務局：了解。

会長：事務局は、本日の審議結果を踏まえ、募集要項（入札説明書・要求水準書・様式集等）の修正を行うこと。各委員の確認をもって募集要項の内容を了承する。

事務局：了解。修正後、メール確認を行う。

4) 確認事項

- ・募集要項（入札公告）の公表は 6 月 29（金）を予定
- ・第 3 回は平成 30 年 10 月 26 日（金）午後から開催（参加資格者から提出された提案書類の内容確認）
- ・第 4 回は平成 30 年 11 月 2 日（金）終日開催予定
- ・第 5 回は平成 30 年 11 月 16 日（金）午後から開催
- ・荒井会長、豊芦委員、森嶋委員は、9 月 3 日（月）に実施予定の対話にオブザーバーとして出席

5) 閉会

以上